石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令　新旧対照条文　目次

○　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（抄）……1

○　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（抄）　（傍線の部分は改正部分）

改正案

別表第三（第二十二条関係）

区分	区域
第一地区	（略）
第二地区	区域令別表第七号、第十二号及び第十三号に掲げる地区の区域
第三地区	（略）
第四地区	（略）
第五地区	（略）
第六地区	（略）
第七地区	（略）

現行

別表第三（第二十二条関係）

区分	区域
第一地区	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第四号及び第六号に掲げる地区の区域
第二地区	区域令別表第七号及び第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域
第三地区	区域令別表第十五号から第十七号までに掲げる地区の区域
第四地区	削除
第五地区	区域令別表第二十二号及び第二十三号に掲げる地区の区域
第六地区	区域令別表第二十四号、第二十九号及び第三十三号に掲げる地区の区域
第七地区	区域令別表第三十六号及び第三十七号に掲げる地区の区域

第八地区	（略）
第九地区	（略）
第十地区	（略）
第十一地区	（略）
第十二地区	（略）

第八地区	区域令別表第三十九号、第四十七号及び第四十八号に掲げる地区の区域
第九地区	区域令別表第四十四号、第四十九号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域
第十地区	区域令別表第五十一号から第五十五号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域
第十一地区	区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域
第十二地区	区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域